

令和 7 年度における広島市認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果について

I 評価方法等について

1 評価対象期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

2 評価方法

- ・ 評価は、広島市地域包括支援センター運営協議会において決定した「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和 7 年度分）」に基づき行った。【別紙 9】
- ・ 評価に当たっては、各認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）がその活動状況などを踏まえて行った自己評価を基に、本年 6 月に地域包括ケア推進課が区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）と連携して、各推進員へのヒアリングを実施した。

【認知症地域支援推進員の活動の評価項目及び項目数】（各項目を 4 点満点で評価）

項 目		項目数
1	地域包括支援センターとの連携体制	(1) 事業計画の策定・実施状況の評価 1 項目
		(2) 区内の地域包括支援センターとの連携体制 1 項目
2	地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり	(1) 認知症医療・介護連携の推進 1 項目
		(2) 認知症ケアパスの普及と充実 1 項目
		(3) 認知症サポーターによる認知症地域支援活動の実践 1 項目
		(4) 認知症アドバイザーへの支援 1 項目
		(5) 認知症カフェの立ち上げや運営の支援 1 項目
3	地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援	認知症ケアの向上に向けた取組 1 項目
4	認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関や認知症初期集中支援チームとの連絡調整	(1) 認知症専門医療機関との連絡調整 1 項目
		(2) 認知症初期集中支援チームとの連携 1 項目
5	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援	若年性認知症の相談支援 1 項目
6	認知症の人の本人発信支援	認知症の人の本人発信支援 1 項目
計		12 項目

Ⅱ 評価結果等について

《全体》

- 評価点の平均点は下表のとおり。

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度
全推進員の平均点（4 点満点）	3.86 点	3.75 点
各区における平均点の最高点	3.92 点	3.83 点
各区における平均点の最低点	3.67 点	3.67 点

《個別》

- 以下の 2 項目において、2 点以下の評価があった。
- ・ 評価項目 2(5)「認知症カフェの立ち上げや運営の支援」については、認知症カフェ（以下「カフェ」という。）の立ち上げ支援に取り組んだものの、区別に設けたカフェの設置目標数に到達しなかったことにより、評価が低くなったものである。
 - ・ 評価項目 4(1)「認知症専門医療機関との連絡調整」については、地域包括支援センター（以下「センター」という。）や居宅介護支援事業所が推進員を経由せずとも調整できたケースが多かったことなどにより、推進員が認知症専門医療機関との連絡調整を行う機会が少なかったことから、評価が低くなったものである。

【評価点の状況】

評価項目		4 点	3 点	2 点	1 点
2	(5) 認知症カフェの立ち上げや運営の支援	7 区	—	1 区	—
4	(1) 認知症専門医療機関との連絡調整	7 区	—	1 区	—

- 評価項目 6「認知症の人の本人発信支援」については、認知症施策推進基本計画で示された「新しい認知症観」の普及を念頭に置き、本人の声を地域へ発信することに取り組んだ結果、昨年度の平均点をわずかに上回った。

【評価点の状況】

評価項目		令和 7 年度	令和 6 年度
6	認知症の人の本人発信支援	3.88 点	3.86 点

Ⅲ 評価結果を踏まえた今後の対応

- 推進員が、重点取組方針に基づいて各区の実情に応じた取組が推進できるよう、区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）や各センターと協働して支援する。
- 推進員連絡会において、取組状況や連携方法等の好事例を区間で共有することにより、取組の拡大を図る。
- 令和 8 年度に策定する第 10 期広島市高齢者施策推進プラン及び認知症施策推進計画の内容、並びに現場の実態を踏まえ、評価基準の適正化を図る。